

自治労共済生協の

公務員賠償責任保険制度のご案内

(公務員賠償責任保険、医師賠償責任保険)

「自治労共済生協の公務員賠償責任保険制度」は職種により次の2パターンがあります。

- ①一般職・専門職(②の2職種を除く)「公務員賠償責任保険」
- ②医師・歯科医師「公務員賠償責任保険+医師賠償責任保険」

加入受付締切日 2016年8月22日(月) **保険期間** 2016年10月1日午後4時~2017年10月1日午後4時まで

※組合独自の締切日を設けている場合がございます。所属の組合へご確認ください。

中途加入の場合

加入受付締切日 毎月15日
(土・日・祝日の場合はその前日)

保険(補償)期間 (加入締切日の)翌月1日午前0時~2017年10月1日午後4時まで

2016年度 制度改定 のお知らせ

Point!

1 タイプCの保険料を値下げ!

(詳細はP.2で参照)

前年度契約に比べて、年間で**240円値下げ**
(現行**3,120円**→**2,880円**)いたしました。

Point!

2 補償の拡大!

(詳細はP.1で参照)

地方自治法243条の2等による首長からの
弁償請求・損害賠償請求について

- ・免責金額「10万円」の撤廃
- ・縮小支払割合「90%」の一部撤廃



自治労共済生協の**公務員賠償責任保険制度**は、
職員個人が被る **経済的負担を補償** し、
安心して公務に従事していただくための保険です。

加入者数は、

3万人突破!

(2016年2月現在)

本制度は以下のリスクにも対応します!

●住民訴訟

違法または不当な公金の支出、もしくは財産の管理を怠る事実が発覚し、増加経費の返還請求を求める住民訴訟が提起された。



●情報漏えい

役所の担当職員が個人情報を見て開示し、プライバシー侵害として訴えられた。

法人情報の漏えいによる賠償責任も補償します!



●損害賠償

保育士が園外保育中、園児が公園の遊具だけがをして損害賠償を請求された。

※保育士も「一般職・専門職」の保険料となります。



住民監査請求

●住民監査請求から住民訴訟への流れ

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定に基づく住民からの請求です。普通地方公共団体の長・職員等について、違法・不当な公金の支出、契約の締結等があると認められるときなどに、住民監査請求が行われます。(地方自治法第242条)

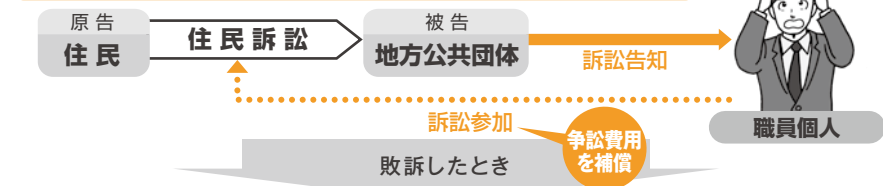
監査委員からの勧告に基づく措置による損害賠償請求(損害賠償金と争訟費用)・返還請求(争訟費用のみ)を補償します。



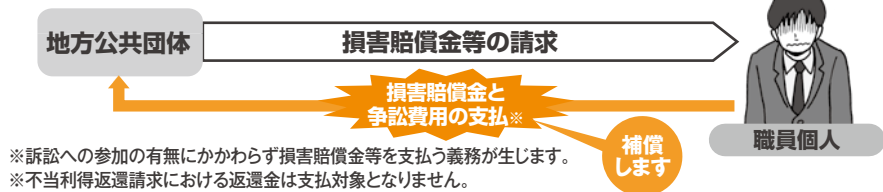
●訴訟を提起されるとき

この保険で住民訴訟とは、地方自治法242条の2第1項第4号の規定に基づく損害賠償請求・不当利得返還請求を被保険者に対し行うことを住民が記名法人の執行機関に対して求める請求をいいます。

被保険者(職員個人)が訴訟に参加した場合に負担する弁護士費用等を補償します。



被保険者(職員個人)が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用を補償します。



※訴訟への参加の有無にかかわらず損害賠償金等を支払う義務が生じます。
※不当利得返還請求における返還金は支払対象となりません。

住民訴訟

住民監査請求の事例



水道料金が時効で徴収不能となり、市に損害を与えたとする住民監査請求の結果、監査委員から市長に、当時の担当職員らに対し損害賠償を請求するよう勧告がなされた。

住民訴訟の事例



議会の議決を経た公有地の売却について著しい廉価で行われたとして、その契約事務を行った職員の行為について住民訴訟が提起された。

●国家賠償法による職員への求償

公務員が、職務につき故意または過失により違法に他人に損害を加えた時は、国または公共団体が賠償責任を負いますが、公務員に故意または重大な過失があった時は、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有します。(国賠法第1条)

国賠法第2条による求償も補償
公の営造物(道路、河川等)の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた時は国または公共団体が賠償責任を負いますが、他に損害の原因について責に任すべき者がある時は、国または公共団体はこれに対して求償権を有します。

被保険者(職員個人)が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用を補償します。



●職員個人に対する訴え

住民から直接職員個人に対して訴訟が提起される可能性があります。(民法709条不法行為による損害賠償責任等)

被保険者(職員個人)が負担する弁護士費用等および敗訴した場合の法律上の損害賠償金を補償します。



※争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等)で生じた弁護士費用等について、予め保険会社の同意を得て支出した費用を対象とします。

国賠法による求償の事例



保育士が園外保育中に公園で園児を遊ばせていたところ、遊具に指を挟みケガをしたため、市に対して損害賠償請求が提起された。保育士には事故の状況から重過失があったと認められ、市から求償を求められた。

民事訴訟の事例



対応に問題があるとして、窓口への来訪者に名誉毀損で訴えられた。

民事訴訟・民事調停等

地方自治法243条の2等による首長からの弁償請求・損害賠償命令(※)が補償対象となります!

例えば、会計管理者もしくはその事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、物品を使用している職員等がその保管に係る現金、物品等を亡失・損傷したとき、予算執行職員等が法令違反により普通地方公共団体に損害を与えたとき...

■保険金お支払の注意事項

法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、保険料・補償内容(支払限度額)表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄記載の額の枠内において、その50%を支払限度額とします。詳細は右頁の「※6」をご覧ください。

事例

契約の履行確認の方法に問題があり、地方公共団体に損害を与えたとして、賠償命令を受けた。



2016年度より

- 免責金額撤廃!
- 縮小支払割合の適用について、一部変更!

訴訟で費用がかかるのは、敗訴したときだけだと思いませんか。

■ 訴訟では、勝訴してもこんなに費用がかかります。

訴訟で必要となる費用は、敗訴したときの損害賠償金だけではありません。勝訴しても、自らの弁護士費用等の争訟費用の負担を強いられます。

弁護士費用の一例

- 弁護士相談費用 …………… 2~3万円
- 着手金 …………… 10~100万円
- 成功報酬 …………… 10~150万円

※その他、意見書・鑑定書の作成費用、被保険者の交通費・宿泊費、相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用等の訴訟対応費用がかかることもあります。

事に応じて、法律上の損害賠償金のほか、下記弁護士費用(*1)等の争訟費用や、初期対応費用(*2)・訴訟対応費用(*2)などをお支払いの対象としています。

*1. 訴訟に先立って行う法律相談の費用を含みます。

*2. 医師・歯科医師の専門職業業務に起因する事故の場合はお支払いの対象外です。

本制度の特長点

POINT 1 **初期対応費用**
(身体障害を被った被害者への見舞金等)も補償します。*3

POINT 2 **訴訟対応費用**
(応訴のために要した交通費、宿泊費等)も補償します。*3


POINT 3 **初年度加入日より前に行った行為に起因する請求も補償**します。*4

POINT 4 **退職後も5年間の補償**が続きます。*4

POINT 5 **他の地方公共団体や公益法人等へ派遣中の職務行為も補償**します。

POINT 6 **専門職***5の業務に起因する請求も補償します。

組合員からの直接のご相談にも応じます。
連絡先: **自治労サービス**
ナヤマナ コーム
0120-786-756
(平日9:00~17:30)



制度等についてのお問い合わせはフリーダイヤルで!

*3 公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分につきましては対象外です。ご不明な点はお問い合わせください。
*4 公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分につきましては対象外となったり内容が異なる部分もございますので、別途お問い合わせください。
*5 専門業務が補償対象外となる職種もございます。また、医師・歯科医師については保険料と一部補償内容が異なりますので、ご注意ください。

保険料・補償内容(支払限度額)

【1被保険者あたり】

■ 10月発効の保険料

一般職・専門職 (下記2職種除く)	項目	タイプS (3億円)	タイプA (1億円)	タイプB (5,000万円)	タイプC (3,000万円)
	年間保険料 (公務員賠償責任保険)	7,440円	6,240円	4,800円	2,880円
	法律上の損害賠償金 および争訟費用(合算) <small>1請求・保険期間中の支払限度額 *6</small>	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
	訴訟対応費用 <small>1請求の支払限度額</small>	500万円			
初期対応費用 (右額のうち、対人見舞費用は被害者1名あたり3万円が限度) <small>1事故の支払限度額</small>	500万円				

前年度契約に比べて、年間で**240円**引下げ!

*6「地方自治法第243条の2」の規定による損害賠償命令および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求の場合、法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄に掲載の額の円枠において、その50%が支払限度額となります。
また、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

■ 11月発効以降の保険料(中途加入)

項目	11月補償開始	12月補償開始	1月補償開始	2月補償開始	3月補償開始	4月補償開始	5月補償開始	6月補償開始	7月補償開始
タイプS	6,820円	6,200円	5,580円	4,960円	4,340円	3,720円	3,100円	2,480円	1,860円
タイプA	5,720円	5,200円	4,680円	4,160円	3,640円	3,120円	2,600円	2,080円	1,560円
タイプB	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円
タイプC	2,640円	2,400円	2,160円	1,920円	1,680円	1,440円	1,200円	960円	720円

医師・歯科医師 取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
(保険料と医師賠償責任保険の補償内容についてご案内させていただきます。)

保険の概要

本保険は、一般職・専門職を問わず、ご加入いただけます。

(1) 被保険者となることのできる対象職種

加入できる職種例	一般職	事務職の他、農業・土木・電気等の技術職、清掃・給食・学校用務員等の現業職(技能労務職)も含みます。
	専門職 ※下記以外	薬剤師、助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、救急救命士、救命艇手、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員(ケアマネージャー)、ホームヘルパー、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、保育士、老人福祉指導主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員、職能判定員、母子指導員、少年指導員、児童指導員、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)、児童自立支援専門員、児童福祉司、放課後児童指導員、心理判定員、児童生活支援員、社会福祉主事、栄養士、調理師、幼稚園教諭、准看護師、建築主事、食品衛生監視員、環境衛生指導員、計量士 等
	職種により保険料と一部補償内容が異なる専門職	医師、歯科医師
	専門業務に起因する所定の事故に対する請求は免責となる専門職	獣医師、はり師、きゅう師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

(2) 被保険者となることのできない対象職種

特別職、教員(※幼稚園教諭は加入可)、警察職、司法検察員

※上記に記載のない職種または「知事、副知事、市長、副市長、議員」以外の特別職の場合は、自治労サービス(保険事業部)(TEL:03-5226-3424)にお問い合わせください。

※被保険者とは、保険の補償を受けることのできる方をいいます。

加入対象職種共通(公務員賠償責任保険(地方公務員特約条項、初期対応・訴訟対応費用担保特約条項、修正地方公務員特約条項、争訟費用追加担保特約条項付帯))

■ 保険の仕組み<タイプS、A、B、C共通>

公務員賠償責任保険は、被保険者が地方公務員(記名法人の職員。記名法人とは加入依頼書記載の地方公共団体等をいいます。以下同様とします。)(詳細は裏表紙のQ&A1)をご参照ください。))としての職務の遂行に起因する請求等、補償対象となる下記の請求を受けたことまたは命令の決定がなされたことにより被る損害(争訟費用や法律上の損害賠償金等)に対して保険金をお支払いする保険です。

■ 保険金をお支払いする場合

保険期間中に次のいずれかの請求がなされたことまたは命令の決定がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

1 損害賠償請求

被保険者が記名法人の職員としての職務につき行った行為(不作為を含みます。以下同様とします。)に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求(「3」の請求または「4」の措置に基づくものを除きます。)

2 不当利得返還請求

被保険者が記名法人の職員としての職務につき行った行為または受領した給付(名目を問いません)に起因して被保険者に対してなされた返還請求(「3」の請求または「4」の措置に基づくものを除きます。)

3 住民訴訟による提訴請求

地方自治法第242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が記名法人の執行機関または職員に対して求める請求により被保険者に対してなされた損害賠償請求または返還請求

4 住民監査請求による監査委員の勧告

地方自治法第242条第9項の規定による監査委員による勧告(職員に対して賠償措置を講ずる勧告)に基づく措置により被保険者に対してなされた損害賠償請求または返還請求

5 以下の法律により被保険者に対してなされた弁償請求・損害賠償命令

監査委員が実施する監査の結果による、会計法第41条1項、予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項、物品管理法第31条1項および2項により被保険者に対してなされた弁償請求、および地方自治法第243条の2の規定により被保険者に対してなされた損害賠償命令

6 侵害行為による損害賠償請求

侵害行為(※)に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求

(※)侵害行為とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。

- ア. 職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者に不利益を与えたとみなすことまたはその性的な言動により就業環境を害すること。
- イ. 職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、労働者に対して精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。
- ウ. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。

退職後

被保険者が保険期間中に記名法人の職員でなくなった場合において、保険期間の末日から5年以内に上記1から6の請求または命令を受けたときは、その保険期間の末日に請求があったとみなし保険金支払の対象となります。ただし退職時に加入している公務員賠償責任保険の保険期間の末日まで被保険者であった場合に限りです。

- ※1 なお、上記「1」「3」「4」の損害賠償請求および「5」の損害賠償命令については、「法律上の損害賠償金」と「争訟費用」が対象となります。「5」の弁償請求については、「法律上の弁償金」と「争訟費用」が対象となります。「2」「3」「4」の返還請求および「6」の損害賠償請求については「争訟費用」が対象となります。(不当利得の返還請求において敗訴した場合の返還金は対象となりませんのでご注意ください。)
- ※2 初期対応費用・訴訟対応費用のお支払い事由につきましては、下記「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

■ お支払いの対象となる損害

1 争訟費用

請求または命令に関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等)によって生じた費用のうち、あらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

例 ○弁護士費用

- ・着手金(訴訟の結果にかかわらず弁護士に支払う費用)
- ・弁護士報酬(結果の成功の程度に応じて、成功報酬として支払う費用)
- ・弁護士相談費用(訴訟に先立って行う法律相談に対する費用 ※)
- ※争訟に要する費用に限ります。単なる法律相談の費用は、補償の対象外となります。
- ・弁護士委任費用(訴訟前に調停に調停の申立などの弁護を委任する際に必要となる費用) 等
- 被保険者に関する住民訴訟による提訴請求に、被保険者が訴訟参加することによって生じた費用 等

2 法律上の損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。)および弁償金。法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいい、次のものを除きます。

- ①税金、罰金、科料、過料、課徴金
- ②懲罰的損害賠償金または倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分
- ③被保険者や他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって、または記名法人の職員としての職務の結果を保証することによって加重された賠償金
- ④不当利得返還金

3 初期対応費用

前記「保険金をお支払いする場合」の「1」「3」「4」の請求の原因となった行為、「5」の監査の対象となった行為、「6」の侵害行為に起因して保険期間中に事故(※)が発生した場合に、被保険者がその事故について初期対応を行うために支出した次の費用(その金額および用途が社会通念上妥当と認められるものに限りです。)

- ①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用
- ②事故現場の取り片付け費用
- ③事故現場、身体の障害を被った方の自宅または入院している医療施設に被保険者が赴くために必要な交通費・宿泊費等の費用
- ④通信費
- ⑤身体の障害を被った方に対する見舞金(香典を含みます。)または見舞品購入費用(1事故において被害者1名につき3万円を限度とします。)
- ⑥その他①から⑤までに準ずる費用(見舞金・見舞品購入費用は含みません。)

(※)「事故」とは、次のアからエまでのいずれかの事由をいいます。

- ア. 他人の身体の障害
- イ. 他人の財物の損壊等(※1)
- ウ. 人格権(他人の自由・名誉・プライバシー)の侵害の原因となる不当行為(※2)
- エ. 教務職である記名法人の職員が行った児童・生徒・学生に対する法的処分もしくは事実行為としての懲戒または調査書等の学業成績の表示。ただし、児童・生徒・学生またはその扶養者の経済的損害の原因となると認められるものに限りです。

*1: 財物の損壊等とは、財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取または詐欺をいいます。
*2: 不当行為とは、「不当な身体の拘束」「口頭・文書・図面等による表示」「秘密の漏えい」のいずれかの行為をいいます。

4 訴訟対応費用

前記「保険金をお支払いする場合」の1から6に規定する請求の訴え(訴訟)が保険期間中に提起された場合に、被保険者が応訴のために支出した次の費用(その金額および用途が社会通念上妥当と認められるものに限りです。)

- ①被保険者の交通費または宿泊費
- ②事故の再現実験費用
- ③意見書・鑑定書の作成費用
- ④相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用

■ 保険金のお支払い方法

【前記「保険金をお支払いする場合」の「1」～「4」および「6」部分の争訟費用、法律上の損害賠償金】

被保険者ごとに、争訟費用・法律上の損害賠償金の合計額について、ご加入の支払限度額を限度にお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{争訟費用} + \text{法律上の損害賠償金}$$

【前記「保険金をお支払いする場合」の「5」部分の法律上の損害賠償金・争訟費用・法律上の弁償金】

支払限度額(ご加入タイプの「法律上の損害賠償金および争訟費用」の額の内枠で、かつ、その50%)を限度に保険金をお支払いします。なお、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

■ お支払いの対象とならない主な場合

- A. この保険では、次の請求または命令に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次に規定する事由または行為または給付が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとし、適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
- ①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する請求または命令
- ②被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する請求または命令
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する請求または命令
- ④被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給付とその他の給付が違法に支払われたことに起因する請求または命令
- ⑤被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する請求または命令

- ⑥他人に対する違法な利益の供与に起因する請求または命令
- ⑦被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する請求または命令
- ⑧公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。)に対する違法な公金の支出に起因する請求または命令
- ⑨供応接待(名目を問いません)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する請求または命令
- ⑩職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害することに起因する請求または命令(※1)
- ⑪職務上の地位や人間関係等の職場上の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、労働者に対して精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させることに起因する請求または命令(※1)
- ⑫労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うことに起因する請求または命令(※1)
- ⑬公序良俗に反する行為または給付に起因する請求または命令
- (※1)侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用の補償部分(前記「保険金をお支払いする場合」の「6」部分)については、この免責事由は適用されません。

B.この保険では、次の請求または命令に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次に規定する事由・行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合、またはあったと申し立てられた場合にこの規定が適用されるものとします。

- ①この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求または命令がなされるおそれがある状況が被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)、その状況の原因となる行為に起因する一連の請求または命令
- ②この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求または命令の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求または命令
- ③直接であるか間接であるかにかかわらず、核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます。)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する請求または命令(ただし、医学的・産業的利用のための放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬中(これらに法令違反がなかった場合に限り)、の原子核反応や原子核崩壊・分裂による損害は除きます。)
- ④(※2)被保険者の以下のア～オの行為に起因する「身体の障害、精神的苦痛」「財物の滅失・破損・汚損・紛失・盗難およびこれらに起因する財物の使用不能損害」「口頭・文書による誹謗・中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害」に対する請求または命令。ただし、被保険者が保健師助産師看護師法に規定する看護師、准看護師、保健師もしくは助産師または薬剤師法に規定する薬剤師の有資格者であり、保健師助産師看護師法または薬剤師法に規定する看護業務または薬剤師業務を遂行する場合においては、次のア～ウまでの行為に起因する損害に対しては適用しません。
ア.疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)

- イ.美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)
- ウ.薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
- エ.あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゆう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- オ.獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実を起因する請求または命令
- (※2)侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用の補償部分(前記「保険金をお支払いする場合」の「6」部分)については、この免責事由は次のように読み替えて適用するものとします。
⑤次に掲げるものに対する損害賠償請求
ア.身体の障害(疾病または死亡を含みます。)。ただし、精神的苦痛に起因して発生した身体の障害は除きます。
イ.財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)

C.この保険では、次の事由によって生じる損害、なされた請求または命令には、保険金をお支払いできません。

- ①戦争、変乱、暴動、騒じょう
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③自動車、原動機付自転車または航空機、施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または動物の所有、使用または管理に起因する請求または命令
- ④直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出しもしくは放出もしくは廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理またはそれらのおそれ
- ⑤汚染浄化費用またはこれによる損失
- ⑥記名法人またはその職員からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求または命令(求償を含みます。)。ただし、次のいずれかの場合を除きます。
ア.その請求または命令以外に被保険者と記名法人の職員との間に利害関係がないと判断される場合
イ.記名法人が、前記「保険金をお支払いする場合」の「3」「4」に規定する請求を行う場合
ウ.国家賠償法第1条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
エ.国家賠償法第2条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
オ.記名法人が、前記「保険金をお支払いする場合」の「5」に規定する請求または命令を行う場合
- ⑦被保険者の故意(侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用の補償部分(前記「保険金をお支払いする場合」の「6」部分)のみ) 等

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

自治労共済協会の公務員賠償責任保険制度 補償開始月別保険料(毎月1日補償開始)

項目	10月補償開始	11月補償開始	12月補償開始	1月補償開始	2月補償開始	3月補償開始	4月補償開始	5月補償開始	6月補償開始	7月補償開始
一般職・専門職 (下記2職種除く) ※一時払保険料	タイプS 7,440円	6,820円	6,200円	5,580円	4,960円	4,340円	3,720円	3,100円	2,480円	1,860円
	タイプA 6,240円	5,720円	5,200円	4,680円	4,160円	3,640円	3,120円	2,600円	2,080円	1,560円
	タイプB 4,800円	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円
	タイプC 2,880円	2,640円	2,400円	2,160円	1,920円	1,680円	1,440円	1,200円	960円	720円

※医師・歯科医師は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■ 事故が起きたら(公務員賠償責任保険)

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知った(請求または命令を受けた場合や請求または命令がなされるおそれのある状況を知った場合を含みます)場合には、遅滞なく、それらの状況、申し立てられた原因となる事実・行為、発生日、請求者・関係者等の氏名等、その他の必要事項について、取扱代理店または引受保険会社に書面でご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、公務員賠償責任保険において通知のあった事実・行為に起因して将来請求または命令がなされた場合には、その通知の時をもって請求または命令がなされたものとみなします。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

■ ご注意事項(公務員賠償責任保険)

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求、弁償請求、損害賠償の命令を行う権利を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

〈告知義務〉
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。

これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

〈告知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合はその内容を、被保険者が記名法人の職員でなくなった場合はその日すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。告知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合・他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

加入者証

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過後にも加入者証が届かない場合は、団体窓口、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、ご加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

(2) 保険の概要

損害賠償請求
事案などの発生

1

自治労サービスへ連絡



ご加入者

誠にお手数ですが「事故連絡票」へのご記入をお願いします。

事故
連絡票

自治労サービス

事故の連絡

提訴または訴訟告知を受けた場合には、次の書類を提出してください。

- 「訴状」のコピー
- 「口頭弁論期日呼出、答弁書催告状」のコピー

2

東京海上日動社へ報告

自治労サービス

事故の連絡

東京海上日動社
(保険会社)

3

東京海上日動社からの
連絡



ご加入者

①連絡

②相談・打ち合わせ

東京海上日動社
(保険会社)

事前にご連絡いただき、保険会社が必要と認めた場合は、弁護士をご紹介できるケースもございます。必要により、そのまま弁護士委任を行います。

4

弁護士相談・委任



ご加入者

①弁護士
紹介

東京海上日動社
(保険会社)

②相談・打ち合わせ
③委任



弁護士

5

保険金の受取が
決定したら



ご加入者

請求書類提出

保険金支払(*)

東京海上日動社
(保険会社)

(*)先取特権が適用される場合があります。保険の概要(2)頁の「保険金請求の際のご注意」をご参照ください。

代理店の業務

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

取扱代理店

株式会社自治労サービス 保険事業部 担当:志村

〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館6F

TEL.03-5226-3424 FAX:03-5213-5485

受付時間 平日午前9時～午後5時30分

E-Mail:shimura@jichiro.gr.jp

事務手続きについては各所属組合まで

お問い合わせ先

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)広域法人部 団体・協同組織室 担当:柄澤・内田

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4151

受付時間 平日午前9時～午後5時

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

(通話料有料)

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

この保険契約は全日本自治体労働者共済生活協同組合を引受保険会社とし、全国の自治労共済協の組合員を被保険者とする公務員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全日本自治体労働者共済生活協同組合が有します。

このパンフレットは、公務員賠償責任保険の概要をご説明したものです。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

加入するには？

1 加入対象者

加入対象者は自治労共済生協の組合員かつ、地方公共団体※1または特定地方独立行政法人(公務員型)に所属し地方公務員の身分を有する職員(特別職、教員※2、警察職は除く)となります。

加入できる職種例は「保険の概要」のP1、「加入できる職種例」をご参照ください。

※1「地方公共団体」とは、以下の団体をいいます。

○地方自治法第1条の3第2項に定める普通地方公共団体(都道府県および市町村)

○地方自治法第1条の3第3項に定める特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区および地方開発事業団)

○地方公営企業法に基づいて設立された地方公営企業

※2幼稚園教諭は加入できます。

2 加入方法 ※加入依頼書は所属の組合事務所にあります。

● 10月発効募集

《口座振替以外の単組》

・「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、保険料と共に所属の組合事務所で提出ください。

《口座振替(集金代行利用)の単組》

・「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印(口座振替依頼書には銀行口座届出印)の上、所属の組合事務所で提出ください。

※口座振替のお申し込みは単組毎となります。

● 11月発効以降の中途加入募集

・「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、保険料と共に所属の組合事務所で提出ください。※中途加入の場合は、現金の取扱いのみとなります。口座振替はできません。
・毎月15日を締切日とし、翌月1日が補償の発効日となります。
・加入締切日と保険期間との関係については表紙をご参照ください。

Q&A 公務員賠償責任保険部分についてのQ&Aです。医師賠償責任部分の補償については、対象外であったり、規定が異なりますので別途お問い合わせください。

Q1 外郭団体等(他の地方公共団体や公益法人等)に派遣された職員は加入できますか？また、加入できる場合には、地方公務員と同じ補償内容となりますか？

A 地方公務員の身分のままであれば、加入できます。ただし、右記のいずれかの規定に基づいて記名法人(加入依頼書記載の地方公共団体・特定地方独立行政法人(公務員型)をいいます。以下同様とします。)から派遣されている場合に、その派遣先(他の地方公共団体※または公益的法人等)の職員としての職務につき行った行為が、補償の対象となります。(これらも記名法人に含まれるため、補償内容も同様です。)

※都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、地方公営企業

①公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

②地方自治法

③地方独立行政法人法

④公益的法人等への記名法人の職員の派遣等に関する条例

Q2 国家賠償法に基づき、職員個人が地方公共団体等から求償された場合、補償の対象となりますか？

A 国家賠償法による損害賠償請求訴訟において国または地方公共団体が損害賠償責任を負った場合に、職員に故意または重大な過失があったときは、職員が国または地方公共団体から求償されることになります。(国家賠償法第1条第2項・第2条第2項)本保険では、地方公共団体等の記名法人からの被保険者に対する国家賠償法第1

条第2項・第2条第2項に基づく求償権の行使としての請求については、本保険における免責事項(公序良俗違反など)等の補償対象外となる事由に該当しない場合には補償の対象とします。

Q3 退職後に訴訟が提起された場合、補償の対象となりますか？

A 退職等(自己都合退職を含む)により、地方公共団体等記名法人の職員でなくなった場合に、その時に加入していた保険の保険期間の末日から5年以内に、別紙保険の概要「保険金をお支払いする場合」の「1」～「6」に規定する請求または命令がなされた場合は、退職時に加入していた保険の保険期間の末日になされたものとみなして補償の対象となります。ただし退職時に加入していた公務員賠償責任保険の保険期間の末日まで被保険者で

あった場合に限りです。

●再任用時の取扱いについて

再任用期間中の職務につき行った行為に起因する請求に備える場合は、再任用期間中も継続してご加入いただく必要があります。再任用期間満了の際は、その時に加入していた保険期間の末日から5年間(再任用期間中の行為に起因する請求について)延長補償となります。

Q4 保険加入日に行った行為に起因する損害賠償請求および命令も補償の対象となりますか？

A 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為に起因する保険期間中に提起された一連の請求または命令も補償の対象となります。また、加入日からの遡及期間の制限もありません。ただし、「初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟(住民訴訟、民事訴訟、国家賠償法に基づく訴訟など)及びこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実」に起因する請求または命

令、「この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求または命令の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求または命令」、「この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求または命令がなされるおそれがあることを知っていた場合」など免責事項に該当する場合は、当保険契約においては補償の対象外です。

Q5 住民訴訟により被保険者が不当利得返還請求を受けた場合に、当該不当利得返還金も補償の対象となりますか？

A 不当利得返還金そのものは補償の対象とはなりませんが、不当利得返還請求に関わる争訟費用(弁護士報酬など)は補償の対象となります。

※ただし、被保険者の犯罪行為(過失犯は除きます。)または違法に私的利益を得たことに起因する請求等免責事項に該当する場合は、争訟費用であっても補償の対象外となります。

Q6 民事訴訟を提起すると住民から言われた際に、示談で解決し、その際に支出した示談金は補償の対象となりますか？

A 内容証明等の書面により損害賠償を求められたことが明らかな場合で、示談や和解に先立って保険会社が事前に必要かつ妥当と認めたものに限り、示談金や和解金など

の損害は、補償の対象となります。民事訴訟と並ぶ紛争解決手段となっている民事調停についても、保険会社が事前に認めたものに限りお支払いの対象となります。

Q7 職員同士の職務行為に係るトラブルを原因とした損害賠償請求は、補償の対象になりますか？

A 同僚からの訴えは基本的には免責としていますが「その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合」は免責事由から除外されています。利害関係とは「互いに利害が影響しあう関係」をいい、対象となる請求以外に、金銭的・社会的地位等において互いに利害が影響しあう場合等があげられます。

※利害関係がない場合の職員同士の職務行為に係るトラブルの例として、パワハラ・セクハラによる損害賠償請求があります。パワハラ・セクハラの実態が認定された場合、本保険では補償の対象外となります。ただし、争訟費用に関しては支払の対象となります。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社自治労サービス

保険事業部 担当:志村

〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館6F

TEL:03-5226-3424 FAX:03-5213-5485

受付時間 平日午前9時～午後5時30分

E-Mail:shimura@jichiro.gr.jp

事務手続きについては各所属組合まで

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)広域法人部 団体・協同組織室 担当:柄澤・内田

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4151

受付時間 平日午前9時～午後5時